〇旅費の算出方法について

交通費の補助対象は、<u>起算地(自宅又は所属先)から活動場所(目的地)までの</u> 往復分のみとします。

1 公共交通機関の場合

最寄り(集合)駅~目的地最寄り駅+バスの往復

・算出根拠:乗換案内等により検索したルート

・提出書類:ルート検索した資料

※原則、タクシーは対象としない

2 陸路の場合

出発地 (所属先又は自宅) ~活動場所

・算出根拠:キロ程表(別表)

※出発地は、所属先又は自宅に限る

※移動距離が片道2km以下の場合は旅費の支給なし

※高速道路を利用する場合は片道60kmを越える場合のみ

※移動区間が同一市町村内の場合はルート検索で算出

<距離の計算方法>

- ・片道距離×往復=往復距離(小数点以下切捨て)×37円
 - 例) 10.6km×往復=21.2km → 21km×37円=777円
- ・提出書類:出発地及び活動場所の住所(市町村名のみ)がわかるもの
 - ※同一市町村内の場合は検索データ
 - ※高速利用の場合は領収証又はETC利用証明書等の写し
- 3 貸切バス等を利用の場合

バス借上費用(有料道路料金を含む)

• 提出書類

30,001円以上100,000円以下の場合:依頼する業者の見積書 100,001円以上の場合:2者以上の見積書